

京都市伝統産業つくり手支援事業（個人・グループ向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスによる影響が長期化し、伝統産業が危機に瀕する中、本市の伝統産業の振興及び販路拡大等を目指して取り組む事業を実施する個人及びグループに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 補助金は、京都市が指定する伝統産業（別紙）に従事する者及びグループが、「新商品等開発事業」に要する補助対象経費のうち、別表に定めるものについて交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において申請者数に応じて審査に基づき交付し、前条に規定する事業に要する補助対象経費のうち別表に掲げる補助対象経費合計の10分の9以内の額で、400,000円を超えないものとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数については切り捨てる。

（補助事業の実施期間）

第4条 事業の実施期間は、令和2年6月3日から令和2年12月31日までとする。

（交付の申請）

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業つくり手支援事業補助金交付申請書（第1号様式）及び交付推薦書（第2号様式）を添えて、令和2年6月23日までに行わなければならない。

2 次の本市表彰等を受けたものについては、前項に掲げる交付推薦書の提出は不要とする。

- (1) 京都市伝統産業技術功労
- (2) 京都市伝統産業「未来の名匠」認定
- (3) 京都市伝統産業技術後継者育成（育英）資金
- (4) 京の手しごと工芸品店推奨店舗

（標準処理期間及び交付決定）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条

各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市伝統産業づくり手支援事業補助金変更承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

2 条例第11号第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

(2) 総事業費の変更が5分の1以内で、かつ補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの

(3) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市伝統産業づくり手支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第4号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、令和2年12月31日までに京都市伝統産業づくり手支援事業補助金実績報告書(第5号様式)を添えて行わなければならない。

2 補助金の額は、交付決定通知に記載の金額を超えない範囲で、実績に応じて決定する。

(財産の処分の制限)

第9条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

(補助金の経理)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市伝統産業づくり手支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 概算払の請求は、既に支払いが完了している経費について、補助金の交付予定額の3分の1以内の額についてすることができる。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

別表（第3条関係）

新商品開発に係る経費（注1）	材料費（注2）、労務費（注3）、直接経費（注4）、
----------------	---------------------------

注1 令和2年6月3日以降に発生した経費を対象とする。

2 補助対象となる試作品等の素材、原材料、道具等

3 技能の承継者等の技術料等。商品の製造に直接かかる本人を除く人件費が対象。補助金上限の2分の1以内。事務員などへの間接労務費は対象外

4 補助対象となる試作品等の加工等を行うために支払われる経費。水道光熱費、賃借料などの間接経費は対象外

京都市の伝統産業一覧

(令和2年6月3日現在)

1	西陣織	26	北山丸太	51	京和傘
2	京鹿の子絞	27	京版画	52	截金
3	京友禅	28	京袋物	53	嵯峨面
4	京小紋	29	京すだれ	54	尺八
5	京くみひも	30	京印章<印刻>	55	三味線
6	京繻	31	工芸菓子	56	調べ緒
7	京黒紋付染	32	京竹工芸	57	茶筒
8	京房ひも・撚ひも	33	造園	58	提燈
9	京仏壇	34	清酒	59	念珠玉
10	京仏具	35	薫香	60	能面
11	京漆器	36	伝統建築	61	花かんざし
12	京指物	37	額看板	62	帆布製カバン
13	京焼・清水焼	38	菓子木型	63	伏見人形
14	京扇子	39	かつら	64	邦楽器絃
15	京うちわ	40	京金網	65	矢
16	京石工芸品	41	唐紙	66	結納飾・水引工芸
17	京人形	42	かるた	67	和蠟燭
18	京表具	43	きせる	68	珠数
19	京陶人形	44	京瓦	69	京菓子
20	京都の金属工芸品	45	京真田紐	70	京漬物
21	京象嵌	46	京足袋	71	京料理
22	京刃物	47	京つげぐし	72	京こま
23	京の神祇装束調度品	48	京葛籠	73	京たたみ
24	京銘竹	49	京丸うちわ	74	京七宝
25	京の色紙短冊和本帖	50	京弓		